

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について
藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を次のように改正する。

2006年（平成18年）3月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成18年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、指定管理者制度の導入に伴い、教育機関における職の名称について整備する必要がある。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成18年3月 日

藤沢市教育委員会

委員長 開 沼 佳 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和63年藤沢市教育委員会
規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

（教育機関における職）

第5条 教育機関（藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び第6条に規定す
る機関をいう。）にその名称（学習文化センター及び市民ギャラリーを除く。）
を冠した長を置く。

第5条第3項の表中秋葉台運動施設事務所長，鵠沼運動施設事務所長，秩父宮記
念体育館長及び石名坂温水プール所長の項を削る。

附 則

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

改正案	現行																						
<p>○藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 63 年 3 月 31 日 教委規則第 7 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 221 号)第 6 条の規定に基づく事務局の職員の職の設置等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の区分)</p> <p>第 2 条 職員は、事務吏員、技術吏員、事務員、技術員、技能吏員、労務吏員、技能員及び用務員とする。</p> <p>(職種名)</p> <p>第 3 条 事務局の職員のうち、特にその職務の内容を明確に表示する必要があるものには次に掲げる職種名を置く。</p>	<p>○藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 63 年 3 月 31 日 教委規則第 7 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 221 号)第 6 条の規定に基づく事務局の職員の職の設置等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の区分)</p> <p>第 2 条 職員は、事務吏員、技術吏員、事務員、技術員、技能吏員、労務吏員、技能員及び用務員とする。</p> <p>(職種名)</p> <p>第 3 条 事務局の職員のうち、特にその職務の内容を明確に表示する必要があるものには次に掲げる職種名を置く。</p>																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">職種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務吏員に属する者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">社会教育主事, 社会教育主事(スポーツ担当), 司書</td> </tr> <tr> <td>事務員に属する者</td> </tr> <tr> <td>技術吏員に属する者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">養護婦, 栄養士</td> </tr> <tr> <td>技術員に属する者</td> </tr> <tr> <td>労務吏員に属する者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">学校用務員, 公民館用務員, 給食調理員</td> </tr> <tr> <td>用務員に属する者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務局における職)</p>	区分	職種名	事務吏員に属する者	社会教育主事, 社会教育主事(スポーツ担当), 司書	事務員に属する者	技術吏員に属する者	養護婦, 栄養士	技術員に属する者	労務吏員に属する者	学校用務員, 公民館用務員, 給食調理員	用務員に属する者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">職種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務吏員に属する者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">社会教育主事, 社会教育主事(スポーツ担当), 司書</td> </tr> <tr> <td>事務員に属する者</td> </tr> <tr> <td>技術吏員に属する者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">養護婦, 栄養士</td> </tr> <tr> <td>技術員に属する者</td> </tr> <tr> <td>労務吏員に属する者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">学校用務員, 公民館用務員, 給食調理員</td> </tr> <tr> <td>用務員に属する者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務局における職)</p>	区分	職種名	事務吏員に属する者	社会教育主事, 社会教育主事(スポーツ担当), 司書	事務員に属する者	技術吏員に属する者	養護婦, 栄養士	技術員に属する者	労務吏員に属する者	学校用務員, 公民館用務員, 給食調理員	用務員に属する者
区分	職種名																						
事務吏員に属する者	社会教育主事, 社会教育主事(スポーツ担当), 司書																						
事務員に属する者																							
技術吏員に属する者	養護婦, 栄養士																						
技術員に属する者																							
労務吏員に属する者	学校用務員, 公民館用務員, 給食調理員																						
用務員に属する者																							
区分	職種名																						
事務吏員に属する者	社会教育主事, 社会教育主事(スポーツ担当), 司書																						
事務員に属する者																							
技術吏員に属する者	養護婦, 栄養士																						
技術員に属する者																							
労務吏員に属する者	学校用務員, 公民館用務員, 給食調理員																						
用務員に属する者																							

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

改正案	現行																																														
<p>第4条 事務局(藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号)第3条第1項に規定する機関をいう。)の部に部長を、図書館に館長を、課に課長を、学校教育課に指導主事を置く。</p> <p>2 必要により、部及び担当に担当部長及び参事を、課及び図書館に主幹、課長補佐、主幹補佐、指導主事、主査(上級)、主査、班長(上級)、主任(上級)、班長及び主任を置くことができる。</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職を命じられた職員は、その対応する右欄に掲げる上司の命を受けて所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p>第4条 事務局(藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号)第3条第1項に規定する機関をいう。)の部に部長を、図書館に館長を、課に課長を、学校教育課に指導主事を置く。</p> <p>2 必要により、部及び担当に担当部長及び参事を、課及び図書館に主幹、課長補佐、主幹補佐、指導主事、主査(上級)、主査、班長(上級)、主任(上級)、班長及び主任を置くことができる。</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職を命じられた職員は、その対応する右欄に掲げる上司の命を受けて所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p>																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職の総称</th> <th>指揮監督者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長</td> <td>部長等</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>担当部長</td> <td>担当部長</td> <td rowspan="2">部長等</td> </tr> <tr> <td>参事, 総合市民図書館長</td> <td>所長等</td> </tr> <tr> <td>課長, 主幹</td> <td>課長等</td> <td>部長等, 担当部長又は所長等</td> </tr> <tr> <td>課長補佐, 主幹補佐, 指導主事</td> <td>課長補佐等</td> <td>所長等又は課長等</td> </tr> <tr> <td>主査(上級), 主査, 班長(上級)</td> <td>主査等</td> <td>課長等又は課長補佐等</td> </tr> <tr> <td>主任(上級), 班長, 主任</td> <td>主任等</td> <td>主査等</td> </tr> </tbody> </table>	職	職の総称	指揮監督者	部長	部長等	教育長	担当部長	担当部長	部長等	参事, 総合市民図書館長	所長等	課長, 主幹	課長等	部長等, 担当部長又は所長等	課長補佐, 主幹補佐, 指導主事	課長補佐等	所長等又は課長等	主査(上級), 主査, 班長(上級)	主査等	課長等又は課長補佐等	主任(上級), 班長, 主任	主任等	主査等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職の総称</th> <th>指揮監督者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長</td> <td>部長等</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>担当部長</td> <td>担当部長</td> <td rowspan="2">部長等</td> </tr> <tr> <td>参事, 総合市民図書館長</td> <td>所長等</td> </tr> <tr> <td>課長, 主幹</td> <td>課長等</td> <td>部長等, 担当部長又は所長等</td> </tr> <tr> <td>課長補佐, 主幹補佐, 指導主事</td> <td>課長補佐等</td> <td>所長等又は課長等</td> </tr> <tr> <td>主査(上級), 主査, 班長(上級)</td> <td>主査等</td> <td>課長等又は課長補佐等</td> </tr> <tr> <td>主任(上級), 班長, 主任</td> <td>主任等</td> <td>主査等</td> </tr> </tbody> </table>	職	職の総称	指揮監督者	部長	部長等	教育長	担当部長	担当部長	部長等	参事, 総合市民図書館長	所長等	課長, 主幹	課長等	部長等, 担当部長又は所長等	課長補佐, 主幹補佐, 指導主事	課長補佐等	所長等又は課長等	主査(上級), 主査, 班長(上級)	主査等	課長等又は課長補佐等	主任(上級), 班長, 主任	主任等	主査等
職	職の総称	指揮監督者																																													
部長	部長等	教育長																																													
担当部長	担当部長	部長等																																													
参事, 総合市民図書館長	所長等																																														
課長, 主幹	課長等	部長等, 担当部長又は所長等																																													
課長補佐, 主幹補佐, 指導主事	課長補佐等	所長等又は課長等																																													
主査(上級), 主査, 班長(上級)	主査等	課長等又は課長補佐等																																													
主任(上級), 班長, 主任	主任等	主査等																																													
職	職の総称	指揮監督者																																													
部長	部長等	教育長																																													
担当部長	担当部長	部長等																																													
参事, 総合市民図書館長	所長等																																														
課長, 主幹	課長等	部長等, 担当部長又は所長等																																													
課長補佐, 主幹補佐, 指導主事	課長補佐等	所長等又は課長等																																													
主査(上級), 主査, 班長(上級)	主査等	課長等又は課長補佐等																																													
主任(上級), 班長, 主任	主任等	主査等																																													
<p>(教育機関における職)</p> <p>第5条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び第6条に規定する機関をいう。)にその名称(学習文化センター及び市民ギャラリー及び石名坂</p>	<p>(教育機関における職)</p> <p>第5条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び第6条に規定する機関をいう。)にその名称(学習文化センター, 市民ギャラリー及び石名坂</p>																																														

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

改正案			現行		
<p>坂温水プールを除く。)を冠した長を置き、石名坂温水プールに所長を置く。</p> <p>2 必要により、教育機関に主幹、主幹補佐、館長補佐、センター長、所長、指導主事、センター長補佐、主査(上級)、主査、研究主事(上級)、研究主事、班長(上級)、主任(上級)、班長及び主任を置くことができる。</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職に命じられた職員は、その対応する同表の右欄に掲げる上司の命を受けて所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p>			<p>温水プールを除く。)を冠した長を置き、石名坂温水プールに所長を置く。</p> <p>2 必要により、教育機関に主幹、主幹補佐、館長補佐、センター長、所長、指導主事、センター長補佐、主査(上級)、主査、研究主事(上級)、研究主事、班長(上級)、主任(上級)、班長及び主任を置くことができる。</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職に命じられた職員は、その対応する同表の右欄に掲げる上司の命を受けて所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p>		
職	職の総称	指揮監督者	職	職の総称	指揮監督者
教育文化センター長	課長等	部長	教育文化センター長	課長等	部長
公民館長		部長又は参事	公民館長		部長又は参事
南市民図書館長 辻堂市民図書館長 湘南大庭市民図書館長		総合市民図書館長	南市民図書館長 辻堂市民図書館長 湘南大庭市民図書館長		総合市民図書館長
主幹		所長等	主幹		所長等
八ヶ岳野外体験教室長	課長補佐等	学校教育課長	八ヶ岳野外体験教室長	課長補佐等	学校教育課長
指導主事		学校教育課長 教育文化センター長	指導主事		学校教育課長 教育文化センター長
西部学校給食合同調理場長		保健給食課長	西部学校給食合同調理場長		保健給食課長
公民館長補佐		公民館長	公民館長補佐		公民館長
青少年相談センター長		青少年課長	青少年相談センター長		青少年課長
図書館長補佐		図書館長	図書館長補佐		図書館長

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

改正案			現行		
秋葉台運動施設事務 所長 鶴沼運動施設事務 所長 秩父宮記念体育館長 石名坂温水プール 所長		課長等	秋葉台運動施設事務 所長 鶴沼運動施設事務 所長 秩父宮記念体育館長 石名坂温水プール 所長		課長等
主幹補佐 センター 長 所長		課長等	主幹補佐 センター 長 所長		課長等
主査(上級) 主査 研究主事(上級) 研 究主事 班長(上級)	主査等	直属の上司	主査(上級) 主査 研究主事(上級) 研 究主事 班長(上級)	主査等	直属の上司
主任(上級) 主任 班長	主任等	直属の上司	主任(上級) 主任 班長	主任等	直属の上司
(職の任命)			(職の任命)		
第6条 第4条第1項及び第2項並びに前条第1項及び第2項の規定により設けられた職は、第2条に規定する吏員のうちから任命する。			第6条 第4条第1項及び第2項並びに前条第1項及び第2項の規定により設けられた職は、第2条に規定する吏員のうちから任命する。		
附 則(平成16年教委規則第12号)			附 則(平成16年教委規則第12号)		
この規則は、平成16年4月1日から施行する。			この規則は、平成16年4月1日から施行する。		
附 則(平成17年教委規則第13号)			附 則(平成17年教委規則第13号)		
この規則は、平成17年4月1日から施行する。			この規則は、平成17年4月1日から施行する。		
附 則			附 則		
この規則は、平成18年4月1日から施行する。			この規則は、平成18年4月1日から施行する。		